

## 議案 2 協賛金規約の改正

### 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会協賛金規約（改正案）

#### （目的）

第1条 この規約は、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）における大阪パビリオンの出展のため、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会（以下「委員会」という。）が受ける協賛金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規約において、「協賛金」とは、委員会が定める大阪パビリオン出展基本計画（以下「出展基本計画」という。）に賛同し、大阪パビリオンの出展に要する展示、運営、広告宣伝等に充てるため、企業、団体又は個人（以下「企業等」という。）から提供される資金（以下「協賛金」という。）をいう。なお、協賛金の金額は、原則として一者につき金100万円（消費税、地方消費税別）以上とする。

#### （協賛特典）

第3条 協賛金を提供した企業等（以下「協賛者」という。）の広告宣伝等に係る特典及びその有効期限は、委員会の会長（以下「会長」という。）が定めるものとする。  
2 会長は、前項に規定する協賛特典以外に、協賛金の金額その他の事情を勘案し、必要に応じ、協賛者と協議の上で協賛特典を追加することがある。

#### （協賛金の使途）

**第4条 協賛金は、令和3年2月16日付「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会規約」第4条第2項の事業を行うため、一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオンが活用するものとする。**

#### （協賛金の提供申込）

第5条 企業等が協賛金の提供を申し込む場合は、委員会所定の協賛申出書兼参画申込書を会長に提出するものとする。

#### （協賛の承諾等）

第6条 会長は、前条の申込みを承諾する場合は、その旨を申込者に通知するものとする。  
2 会長は、前項の承諾決定に際し、大阪パビリオンへの出展企画提案のあった企業等については、出展審査会において、出展基本計画の趣旨に沿った出展企画であることを審査しなければならない。  
3 会長は、前条の申込みについて、申込者又はその役員、従業員が反社会的勢力に属すると判断される場合又はそれらの活動が、委員会の目的または事業と相反するものと判断される場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする。  
4 会長は、前条の申込みについて、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知することができる。  
（1）法令に違反する場合又はその恐れがある場合  
（2）協賛の受け入れにより委員会業務、財政、名誉、信用に支障が生じるとき、又は委員会の目的の達成に資するものではないと判断される場合  
5 会長は、協賛の承諾後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は同項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すことができるものとし、協賛者に対し、その旨を通知するものとする。

#### （協賛金の納付）

第7条 前条の承諾を行ったときは、会長は、振込口座、金額等を明示した請求書を企業等に送付するものとする。  
2 会長は、協賛金を受領したときは、申込者に受領書を交付するものとする。ただし、口座振込による入金については、申込者から受領書発行の申し出がある場合を除き、申込者の手元に残る口座振込の控えをもって受領書の発行に代えることができる。  
3 協賛金を現金で受領する場合の受領書の交付は、受領の際に行わなければならない。  
4 2021年9月22日付「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会大阪パビリオンへの協賛金獲得業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づく協賛金の納付の場

合は、委員会と協定書を締結した事業者が第1項に定める請求書の送付及び第2項に定める受領書の交付を行う。

5 会長は、本規約に定めがある場合を除き、受領した協賛金をいかなる場合も返金しない。

(不可抗力等)

第8条 天変地位、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病（新型コロナウイルス感染症を含む）、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他委員会及び協賛者の責めに帰すことのできない理由により、博覧会又は大阪パビリオンの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合であっても、委員会及び企業等は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。

2 前項の事由により博覧会又は大阪パビリオンの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合、委員会及び企業等は、それぞれの活動状況、支出した費用、博覧会及び大阪パビリオンの開催期間、開催状況、並びに、企業等が利用し得た協賛特典等を勘案し、協賛金の返還等について協議の上決定する。

3 前項の規定により返還する協賛金は、委員会の清算後の余剰金と予定される額を上限とする。

(規約の変更)

第9条 この規約の変更は、委員会の総会において決議する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協賛金の取扱いに関し必要な事項は、会長が定めることができる。

附則

この規約は、**令和4年**3月24日に制定し、同日から施行する。

**この規約は、令和4年7月1日から施行する。**